

各介護機関の長 様

北海道保健福祉部福祉局地域福祉課保護担当課長

生活保護法に基づく指定介護機関に関する手続きの見直しについて（通知）
平素より、本道の生活保護行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和 7 年 5 月に公布され、生活保護法が一部改正となります。
これにより、令和 8 年 4 月 1 日から、生活保護法に基づく指定介護機関の手続が下記のとおり変更となるため、お知らせいたします。
なお、本通知は、参考として生活保護法の指定を受けていない介護機関にもお送りしていることを申し添えます。

記

1 変更内容

(1) 名称等の変更、休止又は廃止の届出

区 分	令和 8 年 3 月 31 日まで(旧)	令和 8 年 4 月 1 日以降(新)
平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法に基づく指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	介護保険法の届出が必要 (生活保護法への届出は不要)
平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法に基づく指定を受けた事業所		

(2) 指定の辞退、取消し、効力喪失、効力停止の状態

区 分	令和 8 年 3 月 31 日まで(旧)	令和 8 年 4 月 1 日以降(新)
平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法に基づくみなし指定を受けた事業所	介護保険法上の指定の状態が生活保護にも連動 (生活保護法への届出は不要)	介護保険法上の指定の状態が生活保護にも連動 (生活保護法への届出は不要)
平成 26 年 6 月 30 日以前に生活保護法に基づく指定を受けた事業所	介護保険法、生活保護法 両方に届出が必要	

2 備考

- 参考として、上記変更内容を図で表した資料を添付いたします。
- 新規の指定申請については、従前の取扱いと変更はないことから、平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法上の指定を受けた介護事業所が、新たに生活保護法の指定を希望する場合には、令和 8 年 4 月 1 日以降も指定申請書の提出が必要です。

保護医療介護係
担当：鈴木 瑠人
TEL：011-231-4111（内線：25-632）
Mail：suzuki.ryuuto1@pref.hokkaido.lg.jp